

那賀川学識者会議運営規約

(趣旨)

第1条 那賀川水系河川整備計画を策定及び変更にあたり、「那賀川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、河川法第16条の2第3項の規定に基づきそれぞれの立場から、四国地方整備局長（以下「局長」という。）及び徳島県知事（以下「知事」という。）に對して必要な意見を述べるため、四国地方整備局に那賀川学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員は、那賀川流域に関する学識経験を有する者の中から局長が委嘱する。
2 学識者会議は、別表-1の委員で構成する。
3 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。
2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。
2 事務局員は、四国地方整備局河川部、那賀川河川事務所及び徳島県県土整備部に属する職員をもって充てるものとする。
3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。
4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。
一 学識者会議の秩序を乱した者
二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

(情報公開)

第6条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、局長が委員の意見を聴き定める。

(附則)

この規約は、平成26年 1月31日から施行する。
当 初 平成18年1月14日
第1回改正 平成26年 1月31日
第2回改正 平成26年 5月20日

別表－1

氏名	専門分野	所属
いしかわ 石川 隆子	高齢福祉	富士医院 事務長
うずおか 渦岡 良介	地盤工学・地震工学	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授
おさだ 長田 健吾	水工水理学・河川工学	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科建設コース 准教授
かくどう 角道 弘文	農業水利	香川大学工学部安全システム建設工学科 教授
かわぐち 河口 洋一	河川生態学・自然再生	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 准教授
たむら 田村 隆雄	森林水文学	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 准教授
ないとう 内藤 直樹	文化人類学	徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部 准教授
なかむら 中村 昌宏	地域経済学	徳島文理大学総合政策学部 学部長
むとう 武藤 裕則	洪水防御（河川工学・水工学・水理学）	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授
むらかみ 村上 仁士	防災対策（地震・津波・水防災）	徳島大学 名誉教授
もりもと 森本 康滋	植物	徳島県自然保護協会 会長
やまなか 山中 亮一	環境水理学（水質）	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 講師
ゆうき 湯城 豊勝	洪水防御（河川工学、水理学）	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科建設コース 教授

五十音順・敬称略